

市営住宅承継入居（名義変更）手続きについて

承認の条件

■入居名義人が死亡、または離婚などにより退去した場合は、下記の①～②いずれかの要件を満たす同居親族に限って承継入居（名義変更）が認められています。

- ① 入居開始時から承継事由発生時まで引き続き居住していること
- ② 同居期間が1年以上であること

※但し、次のいずれかに当てはまる場合は名義変更が認められません。速やかに住宅を返還してください。

- ① 入居承継後の世帯収入が、政令月収31万3千円を超える場合
- ② 家賃滞納や無断転貸等、法令上の不正入居に該当する場合

承継入居申請に必要な書類

■名義変更を希望される世帯が提出いただく書類

- ①市営・特定市営住宅承継入居承認申請書
- ②承継入居承認申立書
- ③戸籍謄本（承継する理由（離婚、死亡等）及び名義人との関係がわかる発行後3ヶ月以内のもの）
- ④承継入居される方の住民票（世帯全員で本籍及び続柄記載のもので発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑤最新の市民税県民税課税証明書（18歳以上全員分で発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑥納税証明書（完納証明用）（18歳以上全員分で発行後1ヶ月以内のもの）
- ⑦前年1月から現在、1月～6月に申請の場合は前々年1月から現在に退職し再就職していない方は、退職証明書（原本）又は雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証のコピー
- ⑧障害者手帳等をお持ちの方は、障害者手帳等のコピー（氏名・等級が確認できること）

※上記の③戸籍謄本 ④住民票 ⑤課税証明書は発行後3ヶ月以内、⑥納税証明書は発行後1ヶ月以内のものを提出してください。

緊急連絡先の要件

◎緊急連絡先とは

緊急連絡先は、安否、事故、火災及び水漏れなどの緊急時に入居者と連絡が取れない場合に、連絡するためのものです。

◎緊急連絡先の要件

緊急連絡先は、緊急時に必ず連絡を取れる方である必要があるため、原則として、民法に定める親族（3親等以内）としてください。また、緊急連絡先の氏名などは、本人の自署で記入してください。ただし、親族（3親等以内）を緊急連絡先とすることが難しい場合には、ご相談ください。

誓約書提出時に必要な書類

■新名義人の方は入居世帯以外で緊急連絡先を1名決めていただくこととなります。

①誓約書（新名義人の方と緊急連絡先となる方の自署）

誓約書に添付する書類

ア 緊急連絡先の方の身分証明書の写し

※運転免許証、パスポート、身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・療育手帳、在留カード、健康保険証、年金手帳など、住所・氏名・生年月日の分かるもの

イ 入居予定者の家系図（別途様式）

※6親等程度まで分かる範囲で記入してください。

ウ 入居住宅返還に係る同意書

エ 緊急連絡先変更に係る誓約書

承継入居承認申請書と誓約書の記入例をご確認ください

様式第9号(第8条関係)

市営・特定市営住宅承継入居承認申請書

年 月 日

水戸市長 様

**名義変更を希望する方の氏名・
電話番号を記入してください。**

氏名 **水戸 花子**
(電話**029-000-0000**)

承継入居をしたいので、下記のとおり申請します。

住 宅 名	市営・特定市営 住宅 棟 階 号				
前入居者名	水戸 太郎 【前の名義人の氏名を記入してください】				
承 継 入 居 す る 者	続柄	氏 名	生年月日	勤務先名称及び 電 話 番 号	年 間 所 得
	本人	水戸 花子	S40.1.1		円
	長男	水戸 一郎	S60.2.1		円
	長女	水戸 梅子	S62.3.1		円
					円
					円
					円
					円
承継入居 の理由	名義変更の理由を簡潔に記入してください。 例：離婚のため 名義人死亡のため 等				
敷金に関する一切の権限を承継入居者に譲渡します。 現在の入居者氏名 水戸 太郎 印					

添付書類

- 1 戸籍謄本（承継する理由(離婚, 死亡等)及び名義人
- 2 住民票（世帯全員のもので本籍及び続柄が記載され
- 3 承継入居する家族の前年の所得を証する書類(市県
くは確定申告書の写し)
- 4 非課税証明書等無職無収入を証する書類
- 5 納税証明書（完納証明用）等課税されている全ての市町村税を完納していることを証
する書類
- 6 誓約書
- 7 承継入居承認申立書

**前の名義人が直筆で氏名を記入し、
捺印してください。**
**※前名義人の死亡が名義変更の理由
の場合は、記入は不要です。**

様式第4号 (第5条関係)

誓 約 書

年 月 日

水戸市長 様

名義変更を希望する方の住所・
氏名を記入してください。

住所 **【団地の住所】**
氏名 **水戸 花子** 印

入居に当たっては、公営住宅法，特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律，水戸市営住宅及び特定市営住宅条例等を遵守し，債務及び義務は，必ず履行することを誓約します。

所在地	水戸市 【団地の住所】
住宅名	市営・特定市営 住宅 棟 階 号
家賃等	家賃 円 敷金 円 汚水処理場使用料 円 駐車場使用料 円

また併せて緊急連絡先を報告します。

	緊急連絡先
ふりがな 住所	(〒 -)
ふりがな 氏名	(年 月 日生) 印
入居者 との関係	新名義人から見た関係を記入してください 例：父、母、兄、妹、義弟 等
電話番号	自 携 宅 帯
勤務先 所在地	(〒 -)
勤務先 名称	電話

添付書類

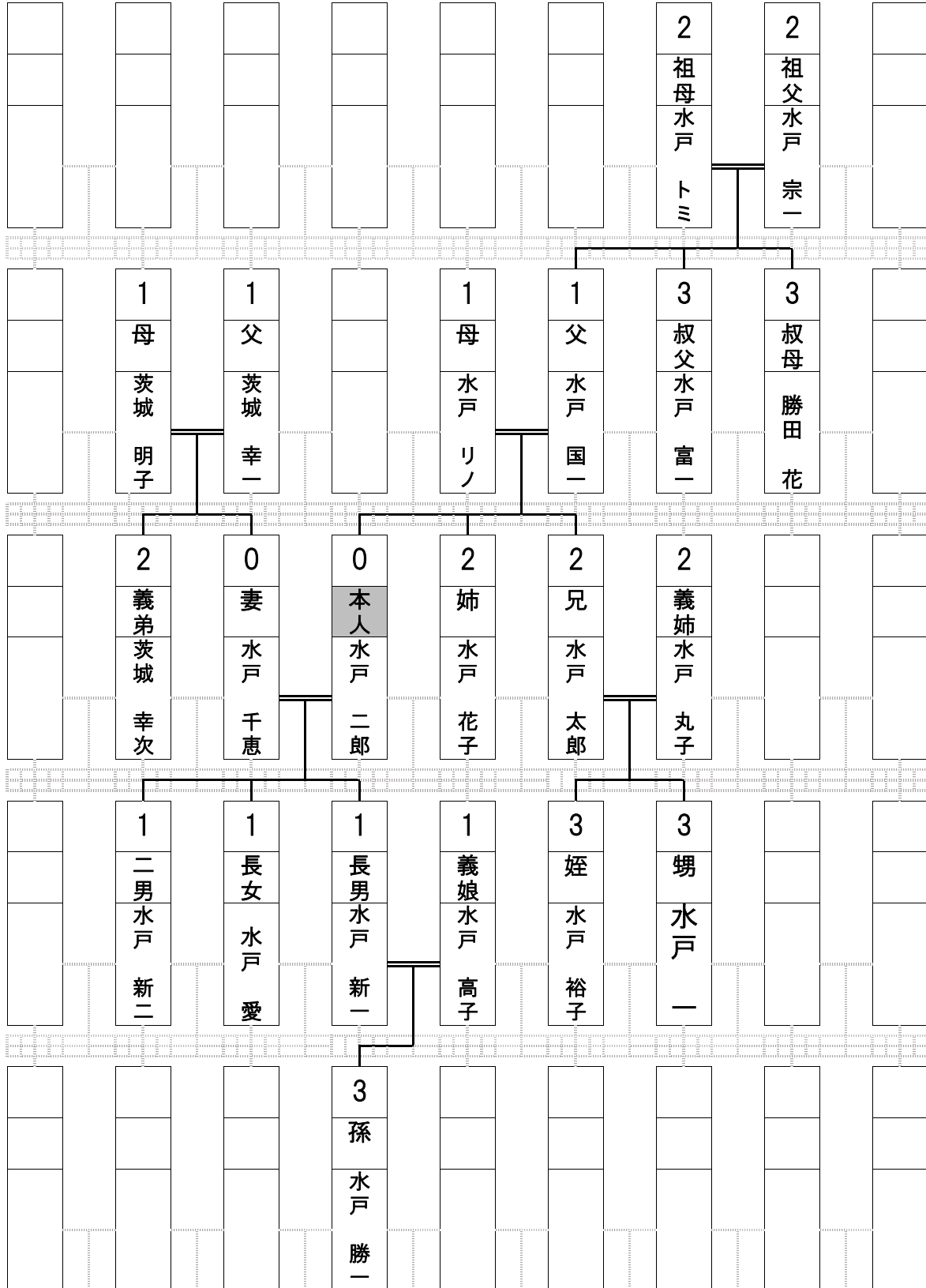
緊急連絡先との関係を証する戸籍等の書類

別途様式

入居予定者の家系図

親族6親等程度まで分かる範囲で記入してください。(裏面参照)

※1枚に収まらない場合は、複数枚つなげて記入してください。



(参考) 親等について

親等	関係	関係についての説明
なし	本人, 配偶者	
1	父, 母	養親を含む
	子	養子と普通養子縁組で養子に出た実子を含む (特別養子縁組で養子に出た実子を含まない)
2	兄弟, 姉妹	異母兄弟, 異父兄弟を含む
	祖父, 祖母	
	孫	
3	叔父, 叔母	おじ, おば
	甥, 姪	おい, めい
	曾祖父, 曾祖母	ひい爺さん, ひい婆さん
	曾孫	ひまご
4	従兄弟, 従姉妹	いとこ
	伯叔祖父, 伯叔祖母	大おじ, 大おば (祖父母の兄弟姉妹)
	大甥・大姪	兄弟姉妹の孫
	高祖父, 高祖母	ひいひい爺さん, ひいひい婆さん
	玄孫	やしやご (曾孫の子)
5	従伯叔父, 従伯叔父母	親のいとこ, いとこ甥, いとこ姪
	従甥, 従姪	いとこの子, いとこ甥, いとこ半
	曾祖伯叔父, 曾祖伯叔母	曾祖父母の兄弟姉妹
	曾姪孫	兄弟姉妹のひまご
	五世の祖	高祖父母の親
	来孫	やしやごの子
6	再従兄弟, 再従姉妹	はとこ, またいとこ (親同士がいとこ)
	従伯叔祖父, 従伯叔祖母	祖父母のいとこ
	従姪孫	いとこの孫
	高祖叔祖父, 高祖叔祖母	高祖父母の兄弟姉妹
	玄姪孫	兄弟姉妹のやしやご
	六世の祖	高祖父母の祖父母
	昆孫	来孫の子